熊本県監査委員公告第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により、令和2年(2020年)10月1日から11月30日までの間に実施した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年(2021年)2月26日

熊本県監査委員福島誠治同竹中潮同岩下栄一同山口裕

1 監查対象機関

部 局 名	機 関 名	
総務部	自動車税事務所	
企画振興部	東京事務所	
健康福祉部	保健環境科学研究所、食肉衛生検査所、福祉総合相談所、八代児 童相談所、こども総合療育センター	
商工労働部	大阪事務所、技術短期大学校、産業技術センター	
農林水産部	漁業取締事務所、農業研究センター、大切畑ダム復興事務所	
土木部	天草空港管理事務所	
教育委員会	宇城教育事務所、玉名教育事務所、菊池教育事務所、阿蘇教育事 務所、上益城教育事務所、八代教育事務所、芦北教育事務所、球 磨教育事務所、天草教育事務所、教育センター、図書館、装飾古 墳館	
警察本部	熊本中央警察署、熊本南警察署、熊本東警察署、熊本北合志警察署、玉名警察署、荒尾警察署、山鹿警察署、菊池警察署、大津警察署、小国警察署、阿蘇警察署、高森警察署、御船警察署、山都警察署、宇城警察署、八代警察署、芦北警察署、水俣警察署、人吉警察署、多良木警察署、天草警察署、上天草警察署、牛深警察署、	

2 監査対象期間 令和元年度(2019年度)

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のと おりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		Et * 0 41 E
部局名	機関名	監査の結果
健康福祉部	食肉衛生検査 所	(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。
	こども総合療 育センター	(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。
警察本部	玉名警察署	(委託料等の事務処理について) 委託料等の事務処理について、次の課題がある。 (1)複数の業務委託料等の支払が遅れ、遅延利息(合計 12,500円)が発生している。 (2)修繕業務2件について、施行伺及び支出負担行為を 行わず業者に発注している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図 り、再発防止に努めること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参老〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。